

平成23年10月13日

記者発表資料

神奈川県とイオン株式会社との包括提携協定の締結について

神奈川県とイオン株式会社は、本日、「連携と協力に関する包括提携協定」を締結いたしましたので、ご案内申し上げます。

この度の協定の目的は、神奈川県とイオン株式会社が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、神奈川県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に取り組むことです。

本協定により、神奈川県とイオン株式会社は、電子マネー「WAON」の活用や新エネルギー・省エネルギーの推進、環境対策・緑化推進など11項目の分野について両方で協力し、様々な取組みを進めてまいります。

本協定の取組みの一環として、10月29日（土）、イオン株式会社より神奈川県を代表する鎌倉大仏や江ノ島、箱根芦ノ湖を券面にモチーフにした「かながわグリーンエコWAON」が発行されます。イオン株式会社の店舗をはじめファミリーマートやマクドナルド、吉野家など全国の「WAON」加盟店で利用することができ、利用した金額の一部を神奈川県にご寄付いただき、将来を担う子どもたちの環境教育に役立てていきます。

本協定を機に、神奈川県とイオン株式会社はこれまで以上に連携し、県民の皆さまへの新しいサービスの創出に連携して取り組んでまいります。

【包括提携協定の概要】

- (1) ICカード等の活用に関する事
- (2) 新エネルギー・省エネルギーの推進に関する事
- (3) 環境対策・緑化推進に関する事
- (4) 地産地消に関する事
- (5) 災害対策、防災、防犯に関する事
- (6) 健康増進・食育に関する事
- (7) 観光振興に関する事
- (8) 高齢者・障害者の支援に関する事
- (9) 子育て支援に関する事
- (10) 教育・文化の振興に関する事
- (11) その他県政の推進に関する事

【「かながわグリーンエコWAON」の概要】

発行開始：平成23年10月29日（土）予定

カード販売場所：神奈川県・東京都・千葉県・山梨県内のイオン約60店舗で販売をスタートし、その後、順次全国のイオンで販売を開始

発行手数料：1枚300円（税込み）

チャージ可能金額：上限5万円（一回あたりのチャージ金額は2万9千円です）

<カード表面>



<カード裏面>



【ご参考】

「WAON」の発行枚数等（平成23年8月末現在）

累計発行枚数：約2,120万枚

月間利用件数：約4,870万件

月間利用単価：約1,700円

利用可能箇所：約120,000箇所

（※自販機、ドライバー端末約69,000箇所含む）

（添付資料）

- ・神奈川県とイオン株式会社との連携と協力に関する包括提携協定
- ・具体的な連携事業

問い合わせ先

神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課

課長 伊藤 電話 045-210-4050

環境計画グループ 山崎 電話 045-210-4065

イオン(株) コーポレート・コミュニケーション部 広報 やまぐち 電話043-212-6061

イオンリテール(株) 南関東カンパニー 広報 横田 電話045-438-3001

神奈川県とイオン株式会社との連携と協力に関する包括提携協定

神奈川県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、神奈川県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関する事
- (2) 新エネルギー・省エネルギーの推進に関する事
- (3) 環境対策・緑化推進に関する事
- (4) 地産地消に関する事
- (5) 災害対策、防災、防犯に関する事
- (6) 健康増進・食育に関する事
- (7) 観光振興に関する事
- (8) 高齢者・障害者の支援に関する事
- (9) 子育て支援に関する事
- (10) 教育・文化の振興に関する事
- (11) その他県政の推進に関する事

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期

間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成23年10月13日

甲：神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田 元也

具体的な連携事業

(1) ICカード等の活用に関すること

- ・ 「かながわグリーンエコWAON」カードの発行
- ・ 「かながわグリーンエコWAON」カードの利用金額の一部（0.1%）を神奈川県
の地球温暖化対策（環境教育）に寄付【地球温暖化対策への寄付を目的とした地域
WAONは全国初】

【寄付金の活用先】

環境教育に活用

エネルギーに関して豊富な知識・経験を持つNPO等の団体や企業の方を講師として、小・中・高等学校等に派遣し、児童・生徒を対象とした体験型授業を実施する。

(2) 新エネルギー・省エネルギーの推進に関すること

- ・ 太陽光発電設備の設置販売（資金の貸付からアフターフォローまで）事業の促進
- ・ イオン大和店太陽光発電設備の紹介を通じて新エネルギーに係る意識醸成を促進
- ・ LED電球等の省エネ性能に優れた家電製品の販売促進
- ・ イオン大和店設置のEV用充電設備による充電サービスに係る情報提供

(3) 環境対策・緑化推進に関すること

- ・ カーボンフットプリント製品の普及促進
- ・ レジ袋削減に向けたマイバック・マイバスケット運動の推進

(4) 地産地消に関すること

- ・ 神奈川の特産品「かながわの名産100選」や「かながわ屋」取扱商品を、お中元・お歳暮等のギフト商材として販売
- ・ 神奈川の特産物の販売コーナー設置や催事「かながわ名産展」を開催
- ・ 店舗における県産品フェアの実施

【神奈川再発見フェアを開催】

神奈川の味覚を紹介。

神奈川オリジナル食材やこだわりの農産加工物を販売。

<実施期間>平成23年10月20日（木）～23日（日）

<実施場所>神奈川県内のイオン19店舗

(5) 災害対策、防災、防犯に関すること

- ・ 県民の防犯意識及び交通安全意識の向上や犯罪被害者等支援に関する理解促進への協力
- ・ 災害発生時、生活必需物資の確保への協力

(6) 健康増進・食育に関すること

- ・ がん検診の普及啓発、社員へのがん検診受診促進
- ・ 食育教室等の食育イベントの実施

(7) 観光振興に関すること

- ・ 観光キャンペーン開催時等における観光パンフレット等の配架

(8) 高齢者・障害者の支援に関すること

- ・ 徘徊高齢者発見時における警察・市町村等への連絡
- ・ 「介護サービス情報かながわ」のリニューアルに伴う普及啓発協力

(9) 子育て支援に関すること

- ・ 子ども連れで外出がしやすい環境を整備するため、店内トイレ等に子ども用トイレ・オムツ替えシート・ベビーキープの設置を促進
- ・ 児童虐待の疑いのある子どもや家庭の発見時における児童相談所等への通告

(10) 教育・文化の振興に関すること

- ・ 「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録キャンペーンへの協力
- ・ 地域の文化財を学ぶ出前講座の開催

(11) その他県政の推進に関すること

- ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組みへの協力
- ・ 大学生に就業力をつけるため、大学生の就労体験（神奈川県版インターンシップ）の実施への協力
- ・ 広報誌「県のたより」の配架
- ・ 県の施策やイベントを紹介するポスター掲示やリーフレット配架による県政情報の発信